

## 学費の納付及び返還に関する規定

### 学費の納付

- ・学費は、指定された期日までに、所定の銀行口座に振り込まなければならない。
- ・指定された期日までに学費が納付・着金されない場合は、除籍処分等の対象とする。
- ・学費の延納は原則として認めない。

### 学費の返還

一旦領収した学費は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、その者からの申し出により、所定の手続きを完了した場合に限り、学費を返金できるものとする。

- (1) ビザが発給されなかった者で、返還手続きに必要な書類「入学許可書」・「還付請求書」・「パスポートの写し」を全て当校に提出した者。
- (2) 入学式以前に入学を辞退した者で、日本に入国せずに返還手続きに必要な書類「在留資格認定証明書」または「ビザ無効手続き済みパスポートの写し」・「入学許可書」・「入学辞退理由書」・「還付請求書」を全て当校に提出した者。
- (3) 後期学費納付者で、後期の授業開始前に大学等への入学が決定し、後期の授業を受講しない者につき、後期学費分を返還する。ただし、返還手続きに必要な書類「学生証」「還付請求書」「進学先の入学許可書」等を全て当校に提出した者。